

平成2年11月9日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

老人福祉在宅サービス業務に係る基礎資料の電算化について（答申）

平成2年10月26日付藤老第106号をもって諮問された、老人福祉在宅サービス業務に係る基礎資料の電算化について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、老人福祉在宅サービス業務に係る基礎資料の電算化の必要性は次のとおりである。

- ・ 市では、在宅の寝たきり老人や一人暮らし老人等を対象とした、各種の福祉サービス事業を行っているが、利用者個々のニーズに対応し、適切なサービスを提供するために、その利用状況を保健福祉サービス供給カルテにより把握している。
- ・ これらのサービスの利用者は現在2,000人を超えており、その利用内容は多岐にわたり、また変動も著しいため、現行の方法では、サービス提供に必要な基本的な情報を迅速、正確に把握することが困難なものとなっている。
- ・ また、実際に保護を必要としている老人は現在約6,000人と推定される中で、今後サービス利用者はさらに増加し、利用者のニーズもますます多様化していくことが予想される。
- ・ そのため、保健福祉サービス供給カルテのうち、住民記録情報、各種サービスの利用の有無等の基本的な事項をコンピュータ入力するものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、老人福祉在宅サービス業務に係る基礎資料の電算化を認める

ものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性

① 援護を必要とする老人に対し、適切なサービスを提供するためには、利用者の個別的な事情に応じて内容を検討する必要がある、その基礎となる情報を迅速かつ正確に把握する必要性は認められる。

② 現行の方法では、高齢化社会の中で利用者の増加やニーズの多様化に対応し、より充実したサービスを提供していくことが困難であると思われる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力する項目は、住民記録情報のほか、各種サービスの利用の有無等、サービス提供の基礎となるいわば索引的なものであり、必要最小限の情報であると認められる。

- ・ 他のファイルとの結合

本業務は、単体のパソコンを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- ・ 安全対策

本業務の処理にあたっては、「在宅サービス業務に係る個人情報取扱い要領」に基づき、パソコンの使用者を地域別のケースワーカー5人に限定し、さらに個人ごとのパスワード設定により他の職員は一切使用できないようにするなど、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

4 審議会の意見

今回の諮問は、入力する情報がサービス提供の基礎となる項目に限定されているため承認するものであるが、個々の具体的な内容まで一箇所に集中させることは非常に危険であり、安易に行うことのないよう、慎重な取扱いを望むものである。

以 上